

第5回テロ資金対策閣僚会議声明（仮訳）

1. 我々、対 ISIL グローバル連合のメンバーを含む、金融活動作業部会（FATF）グローバルネットワークのメンバーは、テロ資金供与との闘いにおける行動及び連携を強化するため、国際機関、地域機関及び政府機関の出席の下、2026年5月19日にパリで開催された第5回テロ資金対策閣僚会議に参加した。
2. テロリズムは引き続き、罪のない人々に対し無差別な暴力をもたらし、国際安全保障を損ない、恐怖、不安定及び社会の分断を煽る、世界的な惨禍である。テロ対策の継続的な取組みにもかかわらず、テロ組織及びテロリストは複数の地域で攻撃を実行し、暴力を扇動し続けており、脅威が進化し根強く残っていることを示している。国際規範に反し、グローバルなテロ資金供与と闘う我々の共通のコミットメントの信頼性を損なう、いかなる形態の国家支援によるテロ資金供与に対しても妥協せず、このような致命的な暴力への資金供与や資源の提供のための安全な避難先が存在しないことを確保するために、今こそ、国際社会がこれまで以上に一つとなることが、最も重要である。
3. テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約（1999年）に沿って、我々は、テロ行為への資金供与を防止し、抑止するとともに、国連安保理決議第1267号（1999年）、第1373号（2001年）及び第2462号（2019年）に従い、テロ行為に関与する者への支援を避けるとの我々のコミットメントを改めて表明する。我々は、テロ資金供与の抑止に関する国際条約が、「この条約の適用の対象となる犯罪行為が政治的、哲学的、思想的、人種的、民族的、宗教的又は他の同様の考慮によっていかなる場合にも正当化されない」と明示していることに留意する。
4. この目的のため、我々は、2018年4月26日の第1回テロ資金対策閣僚会議の機会に採択されたパリ・アジェンダの実施を継続する我々のコミットメントを改めて表明する。メルボルン（2019年）、ニューデリー（2022年）及びミュンヘン（2025年）でのフォローアップ会合を踏まえ、我々は、これまでの進捗を確認した。
5. 我々は、テロリズム及びテロ資金供与を防止し、対策するための統合的なアプローチが極めて重要であることを再確認し、テロ活動及び作戦を可能にする金融面のほう助者に対して阻止行動を引き続きとるようメンバーに求めるとともに、テロ資金供与対策の意図せぬ結果が、正当な経済活動を不必要に阻害し、遅延させ、又は思いとどまらせることがないよう確保する。テロ資金供与リスクの最新の傾向及び進化を踏まえ、我々は、テロリストの個人、集団、行為及び団体への資金供与との闘いにおける取組みを強化すると決意を維持し、特に3つの優先行動分野に取り組む。

I 金融新技術のテロ資金供与への悪用の防止

6. テロリストは、世界中で資金を調達し、移動し、使用するために様々な手法を用いてい

る。多くのテロ集団が引き続き従来型の資金移動手法に依存する一方、近年は、多くの集団が暗号資産やその他のデジタル決済手段を採用する傾向を強めている。新たな技術は世界のイノベーションや経済発展において重要な役割を果たす一方、我々は、デジタル・イノベーション及び技術のテロ資金供与を目的とした悪用に対する懸念を共有し、不正な資金の流れと闘う上での技術の役割を模索すると我々のコミットメントを改めて表明した。我々は、暗号資産を通じたテロ資金供与に関する捜査が一層困難になりつつあることを確認した。デジタル技術と従来の資金チャネルの相互関連性は新たな資金供与リスクを生み出しており、我々は、この相互関連性を認識する。我々はまた、不正な資金供与の促進手段として悪用され得る、オンライン・クラウドファンディング・プラットフォーム、ソーシャル・メディア、インスタント・メッセージング・アプリケーション及びその他のデジタル・プラットフォームの重要な役割を認識する。

7. 我々は、暗号資産が既に我々の経済において重要な位置を占めており、今後もその重要性が増し続ける中、オンライン決済サービスプロバイダーやインターネットバンキングのような過去の金融イノベーションの場合と同様に、産業及び製品に適合した、強固で効果的かつリスクベースの AML/CFT/CPF 規制をその展開に伴わせることが我々の役割であることを認識する。我々はまた、不正な行為者が、暗号資産及び暗号資産交換業者（VASPs）の規制に関する各法域間のアプローチの差異を悪用していることを認識する。
8. この文脈において、我々は、FATF に対し、暗号資産及び VASPs に関する FATF 基準のメンバー法域による執行を優先事項として強化するよう強く求める。我々は、FATF 及び FATF 型地域体（FSRB）に対し、相互審査及びフォローアップ報告書のプロセスを通じて、これらの基準の遵守に焦点を当てるよう求める。FATF 及び FSRB はまた、フォローアップ手続、ガイダンス、能力開発及びその他の関連する行動等を通じて、暗号資産及び VASPs に関する FATF 基準の規制、監督及び執行における不備の適時の是正のために更なる行動をとることを検討すべきである。我々は、FATF に対し、これらの金融手段をテロ資金供与に対してより強靱なものとするため、ステーブルコイン及びアンホステッド・ウォレットに関するリスク評価作業をフォローアップするとともに、プリペイドバウチャー及び店頭取引（OTC）デスクの悪用のような他の優先度の高いリスク分野を更に分析するよう求める。我々はまた、デジタル技術と関連するものを含め、テロ資金供与の迅速な検知及び阻止を確保するため、強化された官民の情報共有及びより緊密な国際協力の重要性を強調する。
9. 我々はまた、特にトラベル・ルールに関する、基準の調和のとれた実施を確保するための監督当局間の更なる連携、及び、迅速な実務的対応を保証するための法執行機関及び資金情報機関間の連携を奨励する。我々は、規制逃避先の出現を防止することがこの分野において極めて重要であることを強調し、この目的のため、全ての法域において、他の金融データと同程度の効率性をもって、捜査目的での暗号資産関連データへのアクセスを促進することにコミットする。

10. 暗号資産分野の急速な成長と進化に遅れず、同業界の安全かつ安心な形での繁栄を確保するために、全ての法域の AML/CFT/CPF 所管当局によって、多大な資源と専門性が動員されなければならない。
11. 我々は、VASPs を含む、ただしこれに限定されない暗号資産エコシステムの全ての当事者に対し、特に継続中の捜査を支援するための情報提供の要請を受けた場合に、所管当局との適切な協力を確保するよう求める。

II テロ集団と領域支配：金融再包摂に向けた資金供与戦略への対処

12. 重大な資金供与リスクが、領域支配を何らかの程度行っているテロ組織から生じており、テロ組織が資源や機関を悪用して自らの活動を支えることを可能にしている。領域支配から得られる資金源は、恐喝、身代金目的の誘拐、略奪、天然資源の搾取、課税に類似するメカニズム、税関及び国境における手数料の徴収、並びに公的資金の国家的収奪を含み得るが、これらに限られない。
13. 我々は、国連安保理決議第 2133 号に沿い、テロ集団への身代金の支払いが、テロ集団の勧誘活動を支え、テロ攻撃を組織し実行するための作戦能力を強化し、将来の身代金目的の誘拐事案を助長する収入源の一つであることを強調する。国連安保理決議第 2133 号はまた、適用される国際法に従い、身代金の支払い又は政治的譲歩なしに人質の安全な解放を確保する必要性を表明し、加盟国に対しテロリストが直接又は間接に身代金の支払いから利益を得ることを防止するよう求めている。
14. 我々は、キャパシティのより低い国における、特に国家統治、金融セクターの監視及び AML/CFT/CPF を所管する、テロ目的の搾取に対抗する正統な機関を、全ての利用可能なチャンネルを通じて支援する必要性を再確認する。これは、二国間及び多国間の支援及び協力を含む。
15. 我々は、適時の情報共有及び焦点を絞った能力開発等を通じて、領域支配と関連するテロ資金供与を可能にする国際的な結節点、ファシリテーター及びネットワークを特定し、阻止するための取組みを強化する。
16. 我々はまた、リスクベースで比例的な AML/CFT/CPF 措置の効果的な実施が、経済発展、金融包摂に貢献し、FATF 基準に沿って、意図せぬ結果を緩和することを踏まえ、これを支援することにコミットする。この観点から、我々は、国連安保理決議第 2664 号（2022 年）に定められた国連の人的免除を再確認するとともに、この国連の義務に沿った FATF 基準の更新に向けた FATF の取組みを歓迎する。
17. 我々は、規制された金融サービスへの包摂的なアクセスが社会の安定と発展への重要な

貢献要因であることを認識する。適切な制度的監視と組み合わせることで、金融包摂はテロ資金供与の防止に貢献するため、我々は、テロリストの支配を経験した地域への、規制された金融サービスのリスクに基づいた安全な復帰を奨励する。金融再包摂は、残存するリスクに留意しつつ、強固なコンプライアンス・プログラムを構築するための取組みに支えられた形で追求されるべきであり、利用可能な場合には正規のチャネルの利用を奨励し、規制されていない金融チャネルの利用を抑制するものでなければならない。

III テロ資金供与と組織犯罪の結節点への対処

18. テロ資金供与戦略は、一部の地域において、薬物取引、人身取引、詐欺、サービスとしての犯罪、マネーロンダリング及びその他の形態の組織犯罪のような国際組織犯罪活動が用いる手段と、そこから得られた収益の両方又はいずれかから資金を引き出す場合がある。また、一部の法域では、国際組織犯罪集団の戦術及び活動がテロ活動に関する国内法上の基準を満たすとして、当該集団がテロ団体として指定されている。我々は、各国に対し、テロリズムと国際組織犯罪との間のあらゆる潜在的な相互作用を緊密に監視し、これらの相互作用を抑止し、探知し、阻止するための措置を講じるよう求める。
19. テロ集団が組織犯罪集団の不正収益を活用して自らの活動資金を調達する機会を更に奪うために、我々は、メンバーに対し、国内法及び国際法に従い、この資金源を特定し、対抗するために利用可能なあらゆるツールを活用するよう奨励する。我々はまた、公式及び非公式の双方の協力チャネルを含む国際協力を強化するとともに、官民の情報共有を強化することにコミットする。これは、パートナーからの情報提供の要請に適時かつ適切に対応し、また、全ての関連する情報をパートナーに対して能動的に発信することにより、国際的な情報交換を深化させることを要する。

今後の方向性

20. テロ資金対策閣僚会議の最初のサイクルを終えるに当たり、我々は、テロ資金供与に対する我々の共通の取組みを維持し、我々の会合を継続することにコミットする。
21. 我々は、テロ資金供与との闘いにおける FATF 及びそのグローバルネットワークである 9 つの FATF 型地域体 (FSRB) のリーダーシップ及び、その他の能力を有する国際機関、地域機関及び政府機関の支援に感謝する。我々は、FATF 及びそのグローバルネットワークに対し、テロ資金供与に対する我々の共同の行動を改善するための技術的作業を継続して主導すること、我々の会合のフォローアップ・プロセスを確保することを委ねる。
22. 我々は、進捗を評価するために近い将来に再び会合することを決定する。